

オスプレイ飛行再開に関する意見書

平成 24 年 10 月 1 日、米軍は普天間飛行場にオスプレイを配備した。これまで、何度となく世界中でオスプレイによる死亡事故等が発生している。県内においても、平成 28 年 12 月 13 日に名護市安部の海岸に米海兵隊普天間航空基地所属の MV-22 オスプレイが墜落した。機体は大破し搭乗員 5 名のうち 2 名が負傷する大惨事であった。

そして、令和 5 年 11 月 29 日に発生した鹿児島県屋久島沖の米軍横田基地所属の CV-22 オスプレイ墜落事故は、8 名の乗員全員が死亡という痛ましい事故となった。これを重く見た米軍は世界中に配備されている全てのオスプレイの飛行停止措置を講じた。

それから約 3 か月後の令和 6 年 3 月 14 日に自治体や県民に対し、充分に納得できる説明もないまま住宅地上空での飛行を再開させた。この 3 か月間において米軍や防衛省から詳細な事故原因が明らかにされていないままの飛行に不安は拭いきれない。

よって本市議会は、市民の生命・財産を守る立場から米軍のオスプレイ飛行再開を認める日米両政府に対し、強い意志を持って下記事項を要請する。

記

- 一 オスプレイの飛行の即時中止を求める。
- 一 普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 26 日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長